

千葉市食品衛生法に基づく違反者等の公表に関する事務処理要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第69条の規定により、法又は法に基づく処分に違反した者の名称等を公表する場合の具体的な方法その他必要な事項を定めることを目的とする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、別表のとおりとする。

(公表の方法)

第3条 医療衛生部長は、前条に規定する公表の対象について保健所長から報告を受けたときは、必要に応じて関係機関と協議の上、速やかに公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、原則として公表した日から起算して14日間を下らない期間、市ホームページに掲載することをもって行うものとする。

ただし、営業の禁止処分又は停止処分した場合にあって、その期間が14日間を超える場合には、当該期間を公表期間とする。

3 医療衛生部長は、前項の規定によるもののほか、食品衛生上の危害の発生又は拡大を防止する観点から必要と判断した場合には、報道機関に情報提供を行い、広く市民に対し注意を喚起するものとする。

(公表の内容)

第4条 公表する内容は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 営業者の氏名（法人にあってはその名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地）
- (2) 施設の名称及び所在地
- (3) 法に違反する食品、添加物、器具又は容器包装若しくは法第68条の規定により準用する洗浄剤又はおもちゃ（以下「違反食品等」という。）の名称及びその違反食品等が特定できる商品名等（ただし、違反食品等に係る処分又は行政指導に限る）
- (4) 処分又は行政指導の理由及びその内容
- (5) 措置の状況

(補 則)

第5条 この要綱に定めのない事項その他特異な事例については、その事例ごとに関係機関等と協議の上、医療衛生部長がその対応を決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

1 次の各号に掲げる規定のいずれかに違反した営業者で、法第59条又は第60条（施行前の改正法（以下「旧法」という。）第54条又は第55条）の規定による処分をされ、又は書面による行政指導（保健所長名で行ったものに限る。以下同じ。）を受けたもの。

- (1) 法第6条（不衛生食品等の販売等の禁止）
- (2) 法第7条第1～3項（新開発食品等の販売禁止）
- (3) 法第8条第1項（指定成分等含有食品による健康被害等情報の届出義務違反）
- (4) 法第9条第1項（特定の食品等の販売等の禁止）
- (5) 法第10条第1項（病肉等の販売等の制限）
- (6) 法第11条（重要工程管理の措置等が講じられた食品等以外の輸入）
- (7) 法第12条（添加物等の販売等の制限）
- (8) 法第13条第2項（規格又は基準に合わない食品等の販売等の禁止）
- (9) 法第13条第3項（一定量を超える量の農薬等が残留する食品の販売等の禁止）
- (10) 法第16条（有毒器具等の販売等の禁止）
- (11) 法第17条第1項（特定の器具等の販売等の禁止）
- (12) 法第18条第2～3項（規格又は基準に合わない器具等の販売等の禁止）
- (13) 法第19条第2項（基準に合う表示がない食品等の販売等の禁止）
- (14) 法第20条（虚偽表示等の禁止）
- (15) 法第25条第1項（食品等の検査に不合格添加物等の販売等の禁止）
- (16) 法第26条第4項（検査結果の通知を受ける以前の販売等の禁止）
- (17) 法第48条第1項（食品衛生管理者の非配置）
- (18) 法第50条第2項（有毒物質の混入防止等の措置基準の非遵守）
- (19) 法第51条（旧法第50条の2）第2項（営業施設の公衆衛生上必要な措置の基準の非遵守）
- (20) 法第52条（旧法第50条の3）第2項（器具又は容器包装を製造する営業施設の公衆衛生上必要な措置の基準の非遵守）
- (21) 法第53条（旧法第50条の4）第1項（器具又は容器包装の販売説明義務違反）

2 次の各号に掲げる規定による基準又は条件のいずれかに違反した営業者で、法第60条又は第61条（旧法第55条又は第56条）の規定による処分をされ、又は書面による行政指導を受けたもの。

- (1) 法第54条（旧法第51条）（営業施設の基準）の規定による基準に違反した場合
- (2) 法第55条（旧法第52条）第2項第1号又は第3号（営業許可の欠格）に該当するに至った場合
- (3) 法第55条（旧法第52条）第3項（営業許可条件）の規定による条件に違反した場合

3 営業者は、次のいずれかの営業を行う者とする。

（１）令和３年６月１日以降に取得した法第５５条第１項の規定による許可営業及び法第５７条第１項の規定による届出営業を行う者

（２）法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第１２３号）附則第２条の規定により、なお従前の例により営業を行っている者